

平成十八年三月七日受領  
答弁第一一〇号

内閣衆質一六四第一一〇号

平成十八年三月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省タウンミーティングに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省タウンミーティングに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省タウンミーティングは、外務省の所掌事務の一環として行われており、外務大臣は、外務省タウンミーティングにおいて外務大臣としての立場で発言している。一般に、外務省タウンミーティングへの参加者については、公募している。

四から六までについて

第十三回外務省タウンミーティングに際し、麻生外務大臣に対して、資料を用いて説明が行われた。この説明には、在上海総領事館館員の死亡事案及び北方領土問題に関するものが含まれている。

七について

第十三回外務省タウンミーティングに参加した外務省職員及び職務として当日の事務に携わった外務省職員は三十九名であり、そのうち課長相当職以上の者は六名である。職務として当日の事務に携わった職員に対する手当については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）等に従い、処理されることとなる。

八から十までについて

外務省は、第十三回外務省タウンミーティングの一部について記録を作成した。その記録について秘密の指定は行われていない。

在上海総領事館館員の死亡事案に関し、麻生外務大臣は、外務省職員は諜報活動に巻き込まれる危険性が高いので、身を律し諜報活動に巻き込まれないよう、教育等を行っていくことが重要であるとの趣旨の発言を行った。

北方領土問題等に関し、麻生外務大臣は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の住民との間で相互理解を深めることが、領土問題を解決して平和条約を締結するための日露間の信頼の醸成に資するとの趣旨の発言を行った。

これらの発言は、外務大臣としての立場でなされたものである。

十一について

御指摘の「コメンテーター」に対し、外務省は必要な資料を手交した。その中に取扱注意又は秘密の指定が行われた文書は含まれていない。「コメンテーター」に対しては、諸謝金から、謝礼十一万千百十一

円及び実費相当の交通費が支払われており、謝礼については、外務省が源泉徴収を行った。